

注 文 書

- 1 契約番号 2026000078
- 2 業務名 機械警備業務（田尻スキップセンター）
- 3 場所 大崎市田尻通木字中崎東10番地1
- 4 期間 令和8年4月 1日から
令和13年3月31日まで
- 5 添付書類
 - (1) 仕様書
 - (2) 積算内訳書
- 6 担当課 田尻総合支所市民福祉課

仕 様 書

1 業務名

田尻スキップセンター機械警備業務

2 委託業務内容

田尻スキップセンターにおける次に掲げる保全業務

- (1) 対象施設の自動火災報知機又は受託者が設置する警報機器によって感知される物件の火災異常の監視業務及び火災異常を受信したときにおける消防機関への通報業務並びに対処業務。
- (2) 対象施設において異常情報を受信したときは、遅滞なく指定された電話に連絡し、火災発生と判断したときは、直ちに電話にて消防機関に通報すると同時に緊急出動員を現場に出動させ、必要な処置をとる。
- (3) 前記において指定された電話への連絡が不能な場合、受託者は遅滞なく緊急出動員を現場に出動させ、火災の有無の確認を行うとともに、消防機関に通報するなど必要な処置をとる。

3 対象施設

施設名	所在地	延床面積
大崎市田尻スキップセンター	大崎市田尻通木字中崎東 10番地1	3,241,47m ²

4 使用回線

施設のアナログ回線使用も可とする

5 業務委託期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

6 鍵の預託

業務遂行上必要な対象施設の鍵を受託者に預託し、受託者は預託された鍵を厳重に取り扱い保管する。

7 警備機器保守点検

物件に設置した警報装置の機能について適宜保守点検を行い、本部において正常作動を確認し、万一警報装置の故障により作動に異常を生じた場合は、速やかに警備上の安全処置を講ずる。また、機器の経年劣化等の修理費等にかかる費用については受託者負担とする。

8 代替警備

- (1) 警報機器設置工事等のため機械警備を実施できない場合は、その期間巡回警備を実施し、対象施設の出入口等の施錠点検、火災予防等の安全確保に必要な事項を点検確認する。
- (2) 万一警備実施時間中において、用回線不通等のため機械警備が不可能になった場合についても前記同様の巡回警備を実施する。

9 機械設備の撤去

本契約の終了に伴い不要となった場合の機械設備は、受注者が撤去し、これに要する一切の費用は受注者が負担するものとする。

10 業務提供時間

- | | |
|--------------|------------------------------|
| (1) 火災異常提供業務 | 終日 |
| (2) 防犯異常提供業務 | 毎日 17:15 ~ 08:30
施設の休日は終日 |

11 支払条件

毎月の業務確認後、請求を受けた日から30日以内に支払う

12 本業務の実施にあたり、東北地方太平洋沖地震による被災者等の市内求職者の積極的な雇用に努めること。

13 暴力団等の排除について

- (1) この契約の履行期間中に大崎市入札契約暴力団排除措置規則（平成25年6月1日施行。以下「排除規則」という。）の措置要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。
- (2) 本市から指名停止の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、排除規則の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。
- (3) この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団関係者等（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力をを行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。

なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、適切に警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が適切に行われた場合で、これにより、履行遅延等が発生すると認められるときは、必要に応じて、工程の調整又は履行期限の延長等の措置を講じる。

14 その他

- (1) 異常・点検等により対応した場合は速やかに施設担当に連絡又は報告すること。
- (2) 入札金額は、5年間の総額（税抜）を記載すること。

15 長期継続契約の該当について

本件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3及び大崎市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例による長期継続契約に該当しますので、以下の点に留意してください。

（1）発注者は、翌年度以降における発注者の歳出予算において、契約済の契約金額について減額又は削除されたときは、契約の変更又は解除をすることができるものとする。

（2）発注者は、前項の規定によりこの契約の変更又は解除をした場合において、受注者に損害を生じさせたときは、受注者に対して損害賠償の責めを負うものとする。この場合における賠償額は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

積算内訳書

業務名 機械警備業務（田尻スキップセンター）

業務場所 大崎市田尻通木字中崎東10番地1

積算内訳

業務内容	数量	単位	単価	金額 (円)
機械警備業務	60	月		
消費税				
合計				